

## 福岡県産業廃棄物税条例施行規則

### (趣旨)

第一条 この規則は、福岡県産業廃棄物税条例(平成十六年福岡県条例第三十四号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (用語)

第二条 この規則における用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

### (課税の特例)

第三条 条例第四条に規定する特に循環型社会の形成に資する施設として規則で定めるものは、次に掲げる施設で知事が認定したものとする。

- 一 産業廃棄物を原材料として製品を製造するために専ら利用されている焼却施設
- 二 産業廃棄物を焼却処理する際の熱の回収(以下「熱回収」という。)が行われ、回収された熱が製品の製造に必要とされる処理の工程において利用されている焼却施設(他者の排出した産業廃棄物の中間処理を行う施設で、焼却処理を行うもの及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)第十二条第三項に規定する中間処理産業廃棄物の焼却処理を行うものを除く。)
- 三 熱回収により発電を行う目的で設置されている焼却施設で、余剰電力が売却されているもの

### (課税の特例施設に係る認定申請等)

第四条 前条の規定による認定を受けようとする者は、産業廃棄物税課税の特例施設認定申請書(第一号様式)に同条各号に掲げる要件(以下「特例要件」という。)のいずれかに該当することを証するに足りる書類を添付して、知事に申請しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請に対する処分を決定したときは、産業廃棄物税課税の特例施設認定(不認定)通知書(第二号様式)により、当該申請をした者に通知するものとする。
- 3 前条の規定による認定を受けた施設を有する者は、第一項の規定により申請した事項に変更を生じた場合には、速やかに、産業廃棄物税課税の特例施設申請事項変更届出書(第三号様式)を知事に提出しなければならない。
- 4 前条の規定による認定を受けた施設を有する者は、毎事業年度の経過後三月以内(法人以外の者にあつては、毎年度三月末日まで)に、産業廃棄物税課税の特例施設継続届出書(第四号様式)に知事が必要と認める書類を添付して、提出しなければならない。
- 5 前条の規定による認定を受けた施設が、当該認定に係る特例要件に該当しなくなるときは、当該施設を有する者は、あらかじめ産業廃棄物税課税の特例事由消滅届出書(第五号様式)を知事に提出しなければならない。
- 6 知事は、前項に規定する届出書が提出された場合は、前条の規定による認定を取り消すものとする。
- 7 前二項の規定にかかわらず、知事は、前条の規定による認定を受けた施設が当該認定に係る特例要件に該当しないことを認めた場合は、遅滞なく、認定を取り消し、産業廃棄物税課税の特例施設認定取消通知書(第六号様式)によってこれを通知しなければならない。

### (換算して得た重量)

第五条 条例第五条第二項の規則で定めるところにより換算して得た重量は、次の表の上欄に掲げる産業廃棄物の種類(種類ごとに体積を計測できない産業廃棄物にあつては、その主たる産業廃棄物の種類)に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる換算係数を当該産業廃棄物の体積に乗じて得た数値とする。

産業廃棄物の種類	換算係数
一 燃え殻	一・一四
二 汚泥	一・一〇
三 廃油	〇・九〇
四 廃酸	一・二五
五 廃アルカリ	一・一三
六 廃プラスチック類	〇・三五
七 紙くず	〇・三〇
八 木くず	〇・五五
九 繊維くず	〇・一二
十 動植物性残さ	一・〇〇
十一 動物系固形不要物	一・〇〇
十二 ゴムくず	〇・五二
十三 金属くず	一・一三
十四 ガラスくず	一・〇〇
十五 鉱さい	一・九三
十六 がれき類	一・四八
十七 家畜ふん尿	一・〇〇
十八 家畜の死体	一・〇〇
十九 ダスト類	一・二六
二十 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下この表において「廃棄物処理法施行令」という。)第二条第十三号に掲げる産業廃棄物	一・〇〇

#### 備考

- 一 この表の第一号から第六号までに掲げる産業廃棄物の種類は廃棄物処理法第二条第四項第一号に掲げる産業廃棄物とし、同表の第七号から第二十号までに掲げる産業廃棄物の種類は、廃棄物処理法施行令第二条第一号から第十三号までに掲げる産業廃棄物とする。
- 二 この表の換算係数は、一立方メートル当たりのトン数とする。

#### (特別徴収義務者登録申請書等の様式)

第六条 次の各号に掲げる書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 条例第十条第二項の申請書産業廃棄物税特別徴収義務者登録申請書(第七号様式)
- 二 条例第十条第三項の産業廃棄物税特別徴収義務者証産業廃棄物税特別徴収義務者証(第八号様式)
- 三 条例第十条第六項の規定による届出に係る書類産業廃棄物税特別徴収義務消滅届出書(第九号様式)
- 四 条例第十条第七項の届出書産業廃棄物税特別徴収義務者登録事項変更届出書(第十号様式)

#### (特別徴収義務者としての登録の通知)

第七条 知事は、条例第十条第三項の規定により特別徴収義務者として登録したときは、産業廃棄物税特別徴収義務者登録通知書(第十一号様式)によって通知するものとする。

#### (特別徴収義務者証を紛失した場合の措置等)

第八条 条例第十条第三項の規定により産業廃棄物税特別徴収義務者証(以下「特別徴収義務者

証」という。)の交付を受けた者は、その特別徴収義務者証を紛失し、又は著しく破損し、若しくは汚損したときは、遅滞なく、産業廃棄物税特別徴収義務者証再交付申請書(第十二号様式)に特別徴収義務者証の紛失等の事実を記載し、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、その紛失等の事実が誤りがないと認めるときは、特別徴収義務者証を再交付するものとする。

(納入申告書等の様式)

第九条 次の各号に掲げる書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 条例第十一条第一項の納入申告書及び条例第十四条第一項の納付申告書 産業廃棄物税／納入／納付／申告書(第十三号様式)
- 二 条例第十二条第二項の申請書 産業廃棄物税徴収猶予申請書(第十四号様式)
- 三 条例第十三条第二項の申請書 産業廃棄物税の徴収不能額等の／還付／納入義務の免除／申請書(第十五号様式)
- 四 条例第十四条第二項の修正申告書 産業廃棄物税修正申告書(第十六号様式)
- 五 条例第十五条第一項の届出書 産業廃棄物税焼却施設又は最終処分場の設置等届出書(第十七号様式)
- 六 条例第十五条第二項の届出書 産業廃棄物税焼却施設又は最終処分場の設置等届出事項変更届出書(第十八号様式)

(条例第十二条第一項の担保の提供を免除する場合の要件及び担保の提供手続等)

第十条 条例第十二条第一項の規則で定める要件は、同条第二項の規定による徴収猶予の申請をした特別徴収義務者が当該徴収猶予の申請をした日前三年以内において産業廃棄物税に係る徴収金について滞納処分を受けたことがなく、かつ、最近における産業廃棄物税に係る徴収金の納入状況からみてその徴収猶予された期間の末日までに当該徴収猶予に係る産業廃棄物税を納入することが確実に認められることとする。

- 2 条例第十二条第一項の規定により徴収猶予の担保を提供する者は、地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第六条の十の規定による担保の提供手続をするほか、同条の規定により知事に提出する書類に福岡県税条例施行規則(昭和三十年福岡県規則第十八号。以下「県税規則」という。)第九号様式による担保提供書を添えて知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、条例第十二条第一項の規定により担保を徴した後、当該担保の必要がなくなった場合には、当該担保を解除し、その旨を県税規則第十号の二様式による担保解除通知書によって、当該担保の設定者に通知するものとする。

(徴収猶予に係る通知)

第十一条 知事は、条例第十二条第一項の申請に対する処分を決定したときは、産業廃棄物税徴収猶予許可(不許可)通知書(第十九号様式)によって、これを通知するものとする。

- 2 条例第十二条第三項において準用する地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第十五条の三の規定により徴収の猶予を取り消したときは、産業廃棄物税徴収猶予取消通知書(第二十号様式)によって、これを通知するものとする。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の通知等)

第十二条 知事は、条例第十三条第一項の申請に対する決定をしたときは、産業廃棄物税徴収不能額等の還付(納入義務免除)承認(不承認)通知書(第二十一号様式)により通知するものとする。

- 2 条例第十三条第三項の規定により、未納に係る徴収金に還付すべき額を充当する場合は、県税規則第三十八号様式による過誤納金等還付・充当通知書によって特別徴収義務者に通知するものとする。

(更正及び決定の通知等)

第十三条 地方税法第七百三十三条の十六第四項による通知は、産業廃棄物税に係る更正・決定及び加算金決定通知書及び納額告知書(第二十二号様式)によるものとする。

(帳簿に記載する事項)

第十四条 条例第十六条第一項の規定により、搬入に関する事実を記載する場合に帳簿に記載する事項は、次に掲げるもの(第四号に掲げるものにあつては、産業廃棄物税の特別徴収義務者が記載する場合に限る。)とする。

- 一 焼却施設又は最終処分場への産業廃棄物の搬入年月日
- 二 搬入された産業廃棄物の種類及び重量
- 三 搬入された産業廃棄物の体積(条例第五条第二項の規定により当該産業廃棄物の重量を換算して得た場合に限る。)
- 四 産業廃棄物の焼却処理又は埋立処分の委託者の氏名又は名称及び廃棄物処理法第十二条の三の規定により交付された産業廃棄物管理票の交付番号(電子情報処理組織を使用している場合にあつては、登録番号)

(賦課徴収)

第十五条 産業廃棄物税の賦課徴収については、この規則に定めるもののほか、県税規則の定めるところによる。

2 この規則に定める様式のほか、知事は、産業廃棄物税の賦課徴収に関する書類等の様式について、県税規則に定める様式に必要な調整を加えた様式によることができる。

(課税の免除)

第十六条 条例第十九条に規定する規則で定める産業廃棄物の搬入は、次に掲げる搬入とする。

- 一 北九州市に所在する最終処分場への搬入
- 二 天災その他により生じた産業廃棄物の搬入で知事が別に定めるもの

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第六条、第七条並びに第九条第五号及び第六号の規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第四条の規定により行う課税の特例に係る手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

様式目次

様式番号	件名	関係条文	
		条例	規則
一	産業廃棄物税課税の特例施設認定申請書	四条	四条
二	産業廃棄物税課税の特例施設認定(不認定)通知書	四条	四条
三	産業廃棄物税課税の特例施設申請事項変更届出書	四条	四条
四	産業廃棄物税課税の特例施設継続届出書	四条	四条
五	産業廃棄物税課税の特例事由消滅届出書	四条	四条
六	産業廃棄物税課税の特例施設認定取消通知書	四条	四条
七	産業廃棄物税特別徴収義務者登録申請書	十条	六条
八	産業廃棄物税特別徴収義務者証	十条	六条
九	産業廃棄物税特別徴収義務消滅届出書	十条	六条
十	産業廃棄物税特別徴収義務者登録事項変更届出書	十条	六条
十一	産業廃棄物税特別徴収義務者登録通知書		七条
十二	産業廃棄物税特別徴収義務者証再交付申請書		八条
十三	産業廃棄物税／納入／納付／申告書(その1、その2)	十一条 十四条	九条
十四	産業廃棄物税徴収猶予申請書	十二条	九条
十五	産業廃棄物税の徴収不能額等の／還付／納入義務の免除 ／申請書(その1、その2)	十三条	九条
十六	産業廃棄物税修正申告書(その1、その2)	十四条	九条
十七	産業廃棄物税焼却施設又は最終処分場の設置等届出書	十五条	九条
十八	産業廃棄物税焼却施設又は最終処分場の設置等届出事項 変更届出書	十五条	九条
十九	産業廃棄物税徴収猶予許可(不許可)通知書	十二条	十一条
二十	産業廃棄物税徴収猶予取消通知書		十一条
二十一	産業廃棄物税徴収不能額等の還付(納入義務免除)承認 (不承認)通知書	十三条	十二条
二十二	産業廃棄物税に係る更正・決定及び加算金決定／通知書 ／納額告知書		十三条